

## 返戻金制度に関する事項

事業所名：株式会社 TABICHOKIN

許可番号：14-ユ-302217

当社は、有料職業紹介事業において、紹介により入社した求職者が、入社後一定期間内に自己都合または本人の責めに帰すべき事由により退職した場合、求人者との個別契約に基づき、受領した紹介手数料の一部を返戻する制度を設けています。

返戻の基準は、以下を基本とします。

- ・入社後 1 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 80%を返戻
- ・入社後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 50%を返戻
- ・入社後 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 10%を返戻

ただし、返戻金制度の詳細、適用条件、返戻割合、返戻対象外となる事由については、求人者との有料職業紹介契約書または申込書において定めるものとします。

以上